（書式１－３－２－２）

遺留分減殺請求の相手方を指定する遺言書

遺　言　書

遺言者○○○○は、次のとおり遺言する。

第１条　遺言者は、その有する預貯金の全てを、妻（昭和○○年○○月○○日生）及び長男（昭和○○年○○月○○日生）に対し各２分の１の割合で相続させる。

第２条　遺言者は、前条の預貯金を除く遺言者の有する不動産を含む一切の財産を、長男（昭和○○年○○月○○日生）に相続させる。

第３条　遺言者は、遺留分の減殺は、長男に相続させる財産からすべきものと定める。

平成○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

遺言者　　○　○　○　○　　印

Copyright (C) 2017 Asahi Chuo All Rights Reserved.

解説

第３条は、民法第１０３４条但書の意思表示であるが、「相続させる」遺言も、減殺請求に関しては、遺贈と同順序と解される。

減殺の順序については、対象となる財産のみならず、相手方によっても定めることができる。

＊遺言書の詳細は、https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/　をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所

Copyright (C) 2017 Asahi Chuo All Rights Reserved.